

## 政 策

第三セクター等の状況に関する  
調査結果の概要

総 務 省

総務省は、このほど第三セクター等の状況に関する調査結果の概要をとりまとめた。今回調査の対象となった法人は、商法または民法の規定に基づいて設立された法人で、地方公共団体が出資、出している法人及び地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社のいわゆる地方三公社である。

調査結果によると、第三セクター等の63・1%が黒字で、36・9%が赤字となっており、うち地方三公社では約半数が赤字となっている。また地方公共団体から補助金を受けている法人は全体の41・6%の3、625法人で、交付総額は4、448億円。情報公開については、93・0%と大半の第三セクター等の情報が公開されている。

## 第三セクター等の概況

## 第三セクター等の数

平成15年3月31日現在の第三セクター等は、10、111法人（商法法人3、821法人、民法法人4、636法人、地方三公社1、654法人）であり、平成14年度の調査（10、159法人）に比べ、48法人、0・5%減少している。

また、新たに設立された法人数は、平成9年以降減少しており、平成14年も143法人と引き続き減少している。

## 業務分野

第三セクター等を業務分野でみると「地域・都市開発」が最も多く、次いで「観光・レジャー」「農林水産」の順になっている。

「観光・レジャー」「農林水産」「商工」「運輸・道路」「情報処理」の分野では、「株式会社が多く」「地域・都

市開発」の分野では土地開発公社が多く、これら以外、の業務分野では財団法人が多くなっている。

第三セクター等に対する出資の概況

第三セクター等に対する出資の総額は、5兆6、019億円であり、このうち地方公共団体の出資額は、3兆1、514億円（56・3%）となっている。

法人区分別の出資の額は、商法法人については、3兆2、397億円、民法法人については、1兆3、401億円であり、このうち地方公共団体の出資額は、商法法人については1兆1、754億円36・3%民法法人については9、539億円（71・2%）となっている。

民間の出資額は、商法法人については、1兆6、460億円、民法法人については、2、383億円となっている。

## 第三セクター等の経営状況

（平成15年7月1日時点の直近の財務諸表等による）

## 經常収支の状況

第三セクター等のうち、63・1%の5、486法人が黒字、36・9%の3、204法人が赤字となっている。商法法人では、66・9%、1、828法人が黒字、33・1%の905法人が赤字となっている。民法法人では64・7%の2、785法人が黒字、35・3%の1、518法人が赤字となっている。

業務別にみると、黒字法人の割合が最も高いのは「情報処理」の73・9%、また赤字法人の割合が最も高いのは「地域・都市開発」の44・5%、「商工」(42・2%)、「国際交流」(42・0%)なども赤字法人の割合が高くなっている。

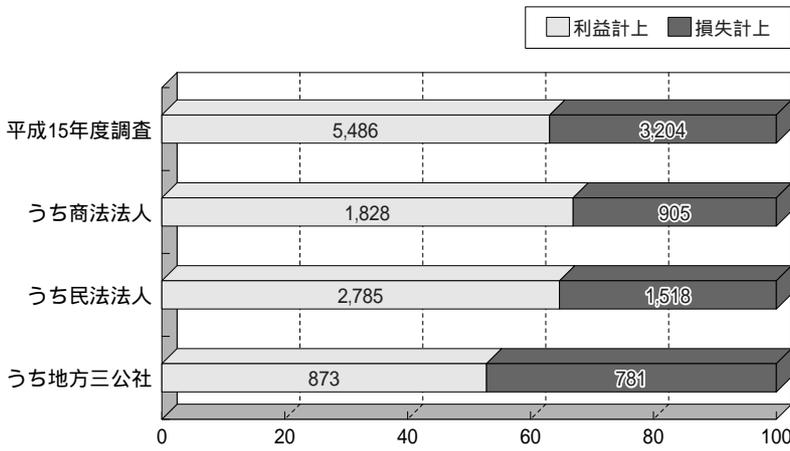
黒字法人の黒字額を業務別にみると「運輸・道路」(1、687億円)が最も多く、「その他」(573億円)が続いている。赤字法人の赤字額を業務別にみると「運輸・道路」(529億円)が最も多く、「地域・都市開発」(409億円)、「観光・レジャー」(221億円)が続いており、この3分野で赤字額全体の6割強を占めている。

## 資本又は正味財産の状況

負債が資産を上回っている法人は505法人で全体の58%となっている。業務別にみると、負債が資産を上回っている法人の割合が最も高

政 策

表1 黒字・赤字法人の状況



区 分	法人数	割合
商 法 人	経常黒字法人	1,828 66.9%
	経常赤字法人	905 33.1%
民 法 人	当期正味財産増加法人	2,785 64.7%
	当期正味財産減少法人	1,518 35.3%
地 方 三 公 社	経常黒字法人	873 52.8%
	経常赤字法人	781 47.2%
合 計	黒字法人	5,486 63.1%
	赤字法人	3,204 36.9%

第三セクター等の経常収支については、地方公共団体の収支割合が25%以上の商法・民法法人、出資割合が25%未満であるものの財政的支援(貸付金、損失補償)を受けている商法・民法法人及び地方三公社が調査対象。なお、設立後間もない等の理由により財務諸表が作成されていない法人等を除く、8,690法人が対象となっている。

表2 財政支援の状況

(単位：百万円)

	全 体 法人数	法人数	割 合	金 額
補助金交付額	8,724	3,625	41.6%	444,841
貸付金残高	10,111	1,155	11.4%	4,401,924

表3 第三セクター等の情報公開

区 分	積極的に公開を行っている		条例・要綱等を設置しているもの	
	法人数	割合	法人数	割合
都道府県	2,082	97.3%	1,633	76.3%
指定都市	458	97.4%	412	87.7%
市区町村	5,571	91.1%	2,002	32.7%
合 計	8,111	93.0%	4,047	46.4%

財務諸表等(概要を含む)を広報、議会報告及び事務所等に備え付けるなどして、開示請求によることなく、情報を公開しているものを積極的な情報公開として調査。

いのは「観光・レジャー」(11.7%)で、次いで「運輸・道路」(9.1%)となっている。  
負債が超過している額をみると、総額で4、604億円となっており、鉄道関係を含む「運輸・道路」(1、342億円：29.1%)、次いで都市整備関係を含む「地域・都市開発」(1,019億円：22.1%)が大きく、この2分野で5割強を占めている。また「住宅・都市サービス」、「観光・レジャー」を加えた4分野で3、632億円となっており、8割弱となっている。

(初期投資が大きい場合等で経過的に一定期間、負債が資産を上回ることが予定される第三セクター等もある。)  
財政的支援の状況  
第三セクター等のうち、地方公共団体からの補助金を交付されている法人は3、625法人(41.6%)であり、交付額総額は4、448億円となっている。  
また、貸付金については、1、155法人(11.4%)が受けており、貸付金残高は4兆4、019億円となっている。うち商法法人では303法人(7.9%)、民法法人では365法人(7.9%)が貸付金を受けている。

失補償契約・債務保証契約に係る債務残高の状況  
第三セクター等の金融機関等からの借り入れに關して、出資地方公共団体が金融機関等と締結している損失補償契約に係る債務残高を有する法人及び地方公共団体が債務保証を行っている地方三公社(地方道路公社、土地開発公社)は、1、519法人で、全体の15.0%となっている。特に地方三公社では、1、017法人、61.5%と、その割合が高くなっている。  
債務残高は、全体で10兆3、850億円となっており、商法法人が2、702億円、民法法人が2兆1、247億円、地方三公社が7兆9、902億円となっており、地方三公社の債務残高合計に占める割合は76.9%となっている。

情報公開・経営の点検評価の取組み

第三セクター等の情報公開  
情報公開が積極的に行われている第三セクター等は、93.0%となっており、大部分の第三セクター等の情報が公開されている。  
また、地方公共団体が条例・要綱等により情報開示を定めている第三セクター等は、46.4%となっている。  
経営の点検評価体制  
委員会等により定期的に経営の点検評価の対象となっている法人は13.5%となっている。  
なお、この他の法人について、委員会等によらずに定期的に点検評価が行われている場合もある。